

設 計 書			担 当 部 課 名	生 活 環 境 課
表 紙 共 9 枚				
<p>設 計 書 (閱 覧 用)</p>				
業 務 名	宇和島市第3次地球温暖化対策実行計画 実施状況調査・分析業務			
工 事 場 所	宇和島市曙町			
完 成 予 定 日	令和7 年1月31日	工 事 期 間	日 間	

明 細 書

宇和島市第3次地球温暖化対策実行計画 実施状況調査・分析業務

宇和島市

費目	名称・規格・摘要	数量	単位	単価	金額	備考
業務原価						
(1) 直接原価						
直接人件費		1	式			「直接人件費内訳」参照
直接経費		1	式			「直接経費内訳」参照
(2) その他原価						
間接原価等		1	式			
	業務原価 (計)					①
一般管理費等		1	式			
	一般管理費等 (計)					②
(小計)						①+②
小計						
消費税相当額		10	%			
消費税込み合計						

直接経費内訳

宇和島市

経費内容	数量	単位	単価	金額	備考
1. 事務用品費	1.0	式			
2. 旅費交通費	2.0	回			打合せ協議 2 回
直接経費小計					

宇和島市第3次地球温暖化対策実行計画
実施状況調査・分析業務

仕 様 書

宇和島市

第1章 共通仕様書

第1節. 業務の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、宇和島市第3次地球温暖化対策実行計画（以下、「実行計画」という。）の実施状況を調査・分析する。

また、今後実行計画を推進するため現状の課題を整理するとともに、地球温暖化対策の推進を図る。

第2節. 業務の概要

(1) 業務の名称

宇和島市第3次地球温暖化対策実行計画 実施状況調査・分析業務

(2) 業務の期間

契約締結日の翌日から令和7年1月31日までとする。

第3節. 適用範囲

本仕様書は、本委託業務に適用するものとし、本仕様書に明記のない事項は、本市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

第4節. 受託者の義務

受託者は、業務の意図及び目的を十分に理解して最高の技術を発揮するよう努めると共に、本仕様書記載事項及び業務遂行上において疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議の上、本市の意図を十分に理解して業務を遂行するものとする。

第5節. 機密の保持

受託者は、本業務に関して知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

第6節. 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は必要に応じて本市と協議・打合せを行う。

第7節. 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議を必要とするとき、又は、協議を求められた場合は、誠意を持ってこれに当たり、その都度内容を遅滞なく本市に報告しなければならない。

第8節． 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関係する法令規則、通知等を守らなければならない。

第9節． 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うものとする。ただし、必要な資料のうち本市が所有する資料は、これを貸与することとし、受託者は貸与を受けた資料について、そのリストを作成のうえ本市に提出し、業務完了時に返却すること。

第10節． 主任技術者等

受託者は、主任技術者をもって業務全般にわたる技術的管理を行わせるものとする。主任技術者は技術士（環境）またはエネルギー管理士の資格を有する者とする。

第11節． 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、本市の指定様式により、次の契約書類を提出するものとする。

- (1) 業務の着手時
 - ①業務委託着手届
 - ②主任技術者選任届
 - ③業務実施工程
 - ④その他市が指定する書類
- (2) 業務の完了時
 - ①業務委託完了報告書
 - ②その他市が指定する書類

第12節． 検査及び引渡し

受託者は、業務完了後速やかに成果品を業務委託完了報告書とともに提出し、完了検査を受けなければならない。

第13節． 手直し

業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、措置を行うものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。

第14節． 成果品

受託者は、次の成果品を提出する。

①	宇和島市第3次地球温暖化対策実行計画 実施状況報告書原稿（A4 白黒 50頁程度）	各1部
②	温室効果ガス排出量及び エネルギー使用量（原油換算量）算定結果報告書原稿 （対象施設の温室効果ガス排出量分析結果）	
③	説明会資料	
④	同上のものを収めた電子媒体	

第2章 特記仕様書

第1節. 温室効果ガス排出量等の算定及び分析

- (1) 温室効果ガス排出量算定のための調査票作成
- (2) 温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量（原油換算量）の算定及び分析

各年度別に、対象施設の項目別（電気、ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPG、一般廃棄物焼却量、その他）使用量を調査し、温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量（原油換算量）を算定・分析する。

エネルギー消費量（原油換算量）については、エネルギーの使用の合理化に関する法律の定期報告書提出時期に合わせ、7月下旬までに算定すること。

- 1) 令和5年度における全体及び対象施設の温室効果ガス総排出量及びエネルギー消費量（原油換算量）の算定・分析
 - ① 全体及び対象施設の項目別一覧表の作成
 - ② 全体及び対象施設の算定・分析
 - ③ 全体及び対象施設の排出源別（電気、ガス、燃料等）の評価・分析
 - ④ 全体及び対象施設の年度別及び月別推移
 - ⑤ 全体及び対象施設の排出源別（電気、ガス、燃料等）の年度別及び月別推移

- 2) 計画目標値に対する評価

1) の結果、全体及び対象施設の基準年度に対する目標値の達成度について解析・評価する。

また、全体の温室効果ガス排出量の概要、排出源別排出状況、施設別排出状況（排出量上位施設・排出量増加施設・排出量減少施設、排出源別増減状況一覧表等）を詳細にとりまとめ、更に経費の削減効果を探る。

第2節. 職員説明会の実施

職員に対して、地球温暖化問題、実行計画策定の意義、調査手法及び調査内容について説明する。説明会は、1日（最大2回）実施するものとする。開催方法について、受託者は必要に応じて本市と協議・打合せを行い、適切な時期、方法で開催するものとする。